

【資料3】

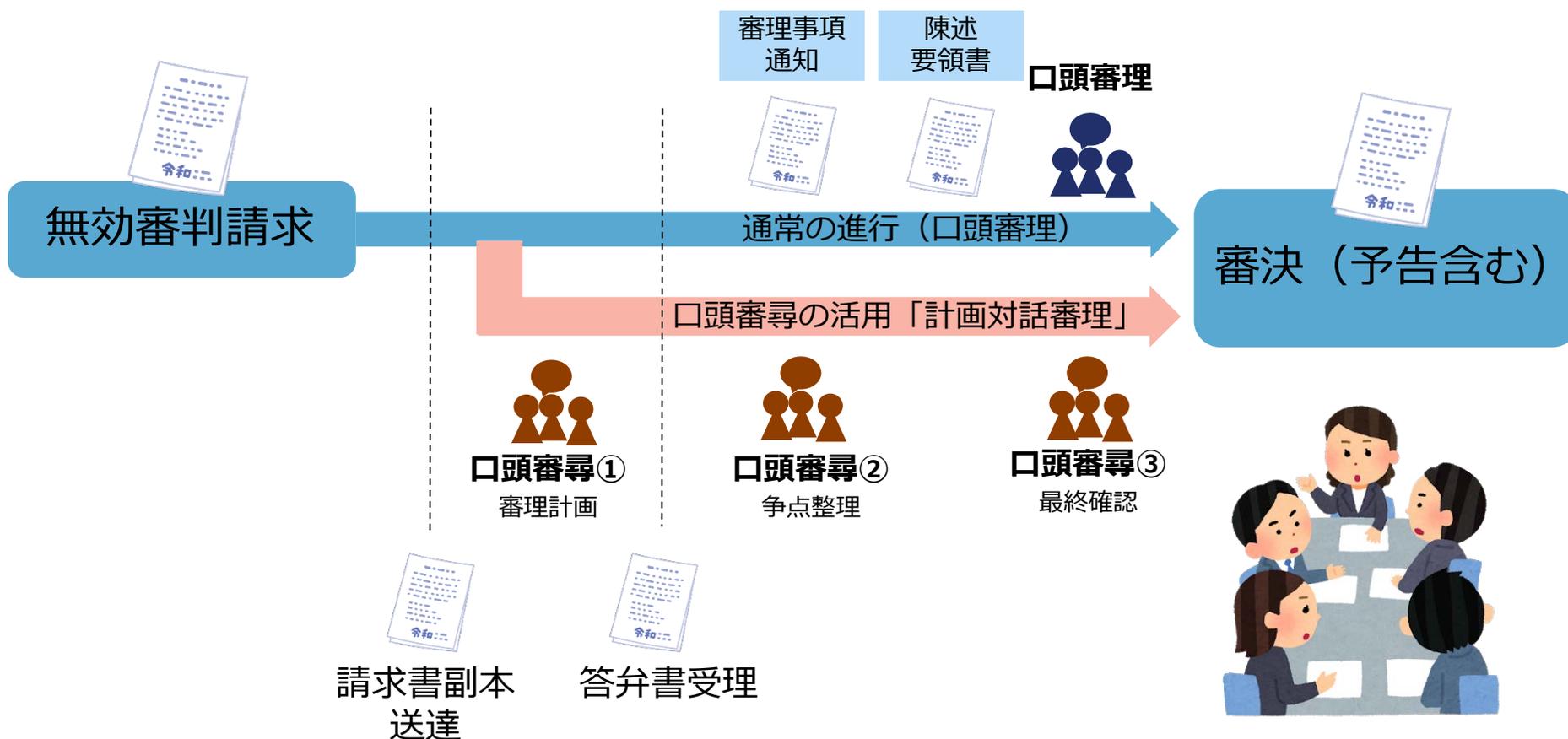
**特許無効審判における
「計画対話審理」（試行）の開始**

令和2年5月13日

特許庁審判部

「計画対話審理」とは

- 特許無効審判事件の審理の更なる充実を図るため、令和2年4月から、**複数回の口頭審尋（非公開）**を活用した「計画対話審理」の試行を開始。
- **当事者の申出又は審判長の判断**に基づき、両当事者が合意した特許無効審判事件が対象。



複数回の口頭審尋を通じた十分な主張・立証の機会の確保等

- 複数回の非公開の口頭審尋（※1）を通じ、審理の早期の段階において当事者による十分な主張・立証の機会を確保。
- 当事者は、主張・立証の内容について直接合議体に対して口頭で説明可能。
- 率直な議論を促すべく、ノン・コミットメント・ルール（※2）に沿って実施。当事者の発言は、合議体が必要と判断した場合に、両当事者の合意をとったうえで記録（※3）。
- 必要であれば、事前に審尋事項を書面で通知。当事者は、審尋に対する正式な回答等を口頭審尋後の指定された日までに書面で提出。



- （※1）計画対話審理における「口頭審尋」とは、請求人、被請求人及び合議体の三者が集まった場において、合議体が、当事者に対して口頭による審尋（特許法134条4項）を行うこと。
- （※2）口頭審尋における当事者の発言のうち、記録されないものについては、当該事件において当事者が主張したことにはしないというルール。
- （※3）口頭審尋における記録されない当事者の発言内容については、合議体は、判断の基礎とせず、当事者にも、相手方の記録されない発言内容については、主張されたものとは取り扱わないことが求められる。

合意されたスケジュールによる計画的な審理の進行

- **第1回口頭審尋**において、審判長は当事者と協力して**審理計画を策定**。当事者は**審理終結までの見通しを持つことが可能**。
- **標準的な事件**の場合には、審決（又は審決の予告）までに、以下の口頭審尋を開催。
 - 第1回口頭審尋：審判請求書の副本送達後に開催
審理計画策定が中心（※4）
 - 第2回口頭審尋：答弁書の副本送達後に開催
争点整理が中心
 - 第3回口頭審尋：**最終確認**
- 争点整理の状況によっては**口頭審理を省略する（※5）場合も**。
- 口頭審尋の追加や日程変更等は、当事者の申出があったとき、合理的な理由があると認められれば可能。



（※4）審判請求書に対する審尋等も必要に応じて行うことも考えられ、審尋の内容を踏まえて審判長が答弁期間を延長する場合がある。

（※5）特許無効審判事件については、原則全件口頭審理を行うが、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたときなどは、例外的に口頭審理を行わず、書面審理によるものとする場合がある（審判便覧51-09）。口頭審理を行わない場合は、審理事項通知書は送付されず、また口頭審理陳述要領書の提出を求められることはない。

申出の受付

- 令和2年4月1日より、「計画対話審理」を希望する当事者からの申出を受付（※6）。

テレビ会議の活用

- 遠方の当事者その他の特許庁への出頭が困難な当事者については、テレビ面接システムを活用した審尋も可能。

計画対話審理への理解と協力

- 充実した審理とするためには、審理計画に基づく審理進行等、両当事者の理解と協力が必要。

（※6） 試行件数が上限に達した場合は、試行終了予定。

申出の方法その他詳しい情報は下記URLを参照

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-muko/keikaku_taiwa_200325.html

